

くらしの知恵袋

ネット通販

あらかじめ入っているチェックに注意

- 相談事例 ネットで約千円の健康食品を注文した。1箱のつもりだったが、6箱届き請求額は、2万円だった。間違いだと思い事業者を確認すると「3か月コースの注文をしている」と言われた。サイトを再度確認すると「3か月コース」にあらかじめチェックが入っていた。納得できないので返品したい。
- ネット通販で、消費者が分かりづらい表示で、選択肢にあらかじめチェックが入っているなどの設定をしているサイトがあります。このような手法があるため、ネット通販を利用する際は最終確認画面で、商品・サービス内容、支払総額、取引条件など、自分が申し込んだ内容で間違いがないか、よく確認しましょう。
- 特定商取引法では、最終確認画面で販売価格や提供期間などの重要な事項を簡単に確認できるように表示することが義務付けられています。誤認させるような表示の場合、申込みを取り消すことができる可能性があります。契約画面は、スクリーンショットで保存しておきましょう。
- あきる野市消費生活相談窓口 契約に関するトラブルや悪質商法など、消費生活に関して困ったときは、1人で悩まず、気軽に相談してください。
- 開設日時 月曜・木曜日(祝日、年末・年始を除く) 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く)
- ※予約不要
- 場所…市役所1階市民相談室
- ※月曜・木曜日以外でお急ぎのときは、東京都消費生活総合センターに相談してください。
- 東京都消費生活総合センター
- 開設日時…月曜~土曜日(祝日、年末・年始を除く) 午前9時~午後5時
- 問合せ…消費生活相談(☎03-3235-1155)
- 消費者トラブル対策本「くらしの豆知識」を無料で配布(なくなり次第終了)。希望の方は、消費生活相談窓口までお越しください。

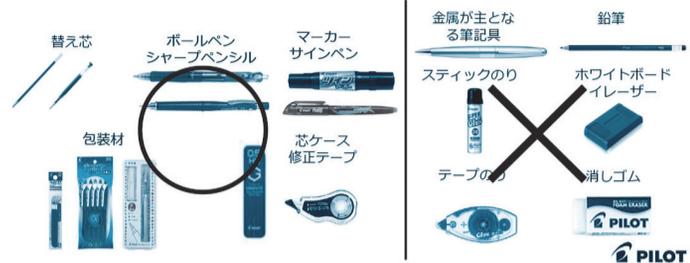
問合せ 商工振興課商工振興係

家庭から出る廃食油を回収します

市は、東京都と連携し、持続可能な航空燃料S A Fの原料となる使用済みの食用油を回収し、航空燃料に変えるプロジェクトへ参加します。家庭で使った油をペットボトルなどに入れて、窓口へ持参してください。回収後の容器は、持ち帰りをお願いします。

- ▽期間 8月4日(月)~29日(金)
- ▽場所 市役所3階生活環境課
- ▽回収するもの 使用済みの食用油、賞味期限切れの食用油
- ※食品ロス削減の観点から、賞味期限内の油は除きます。
- ※鉱物油等の食用でない油(エンジンオイル等)は、対象外です。
- ▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

プラスチック製筆記具を回収し、リサイクルしています



中央図書館と五日市図書館では、(株)パイロットコーポレーションと協定を締結し、プラスチック製筆記具を回収し、製品素材にリサイクルする活動を実施しています。学校の筆記具を整理したり、家にあるものを買い換えたりする際には、不要な筆記具を図書館に持参してください。この活動は通年実施しています。プラスチックのリサイクルにご協力をお願いします。

▽回収場所 中央図書館、五日市図書館入り口付近

▽回収できる筆記具 プラスチック製の筆記具(シャープペンシル、マーカー、蛍光ペン、ボールペンなど)とその包装、修正テープなど

※のりや本体が金属製の筆記具、消しゴムや鉛筆は除く。

※マーカーは、問いません。

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

空き地の適正管理をお願いします



空き地などの雑草を放置しておくと、害虫の発生、ごみの不法投棄、交通障害の発生原因となり、近隣や通行人の迷惑となります。住み良い環境づくりのために、空き地の所有者や管理者の方は早めに草刈りをするなど、空き地の適正管理をお願いします。市では空き地の所有者、管理者(営利を目的としない方)を対象に草刈機の無料貸出を行っています。希望する方は、お問い合わせください。

▽問合せ 生活環境課生活環境係

安全で快適な道づくりにご協力を

道路に面した生垣や庭木の枝が伸びると、車や歩行者の通行の障害となるばかりでなく、道路照明やカーブミラーを覆い、交通事故の要因となります。山林等では、樹木の倒木や枝の落下などで、思わぬ事故を招くこととなります。道路の事故防止と安全対策のために、計画的に手入れをしましょう。次の行為は、直接通行の支障となり危険ですので行わないでください。

- 路上に商品や置看板を並べる
- 自転車・バイク等の放置
- 車の出入りのための段差プレートなどを置く(歩行者がつかずいたり、自転車やオートバイが乗り上げて転倒するおそれがあり、非常に危険です。排水の妨げにもなります)
- 車の出入りのために、L型溝など縁石を切り下げる場合は、自費工事となります。

▽問合せ 建設課

ハチに注意してください

ハチの活動が活発な時期です。知らずに巣を刺激してしまうと危険です。巣が得意やすい場所では注意してください。

▽巣が得意やすい場所

- 軒下、雨戸の戸袋、エアコンの室外機、換気扇のダクト内や庭木(葉の密集した木)、朽ちた木

▽巣の形

- スズメバチ…とっくりのような形から丸いボールのような形になり、模様はマール状が多い。出入り口は1つ
- アシナガバチなど…穴がいくつも空いている。

▽巣の駆除

- 個人で駆除する場合…市で防護服を貸し出します。
- 駆除業者に依頼する場合…(公社)東京都ペストコントロール協会(☎03-3254-0014)では、駆除業者の紹介と害虫駆除の無料相談を行っています。
- ※市では、ハチの巣の駆除は、請け負っていません。
- ※公園や公共施設などでハチの

グリーンカーテンの写真募集



グリーンカーテンは、窓辺で日差しを遮り、室温の上昇を抑え、省エネに貢献できる身近なエコ活動です。グリーンカーテンを普及させるため、自慢の

出来映えや家族で育てる様子などの写真をご応募ください。

▽募集写真 今年撮影したグリーンカーテンの写真(カーテン全景や収穫した果実、植え付けや水やりの様子など)

※写真は、1人2枚まで

▽対象 市内でゴーヤ、アサガオなどのグリーンカーテンに取り組んでいる方

▽応募方法 8月15日(金)までに、投稿者名(ペンネームや名字など)と写真を電子申請か郵便で送付してください。窓口への持参も可能です。

※応募者に森っこサンちゃんグッズを差し上げます。希望者は、申込みの際に、氏名・

住所をお知らせください。

※応募写真は、返却しません。

※人物が写る写真の場合は、被写体に必ず了承を得てください。市で顔を隠す等の加工はできません。

▽展示 写真は、公共施設で展示するほか、市ホームページや環境白書等の報告書に掲載する予定です。

▽応募・問合せ 環境政策課 境政策係(☎190901016)

4 五日市411、☎595・1110)

電子申請

8月の市民相談(予約制・無料)

予約制の相談

随時、電話と窓口で予約を受け付けています。定員を超えている場合、次回以降の相談日の予約となります。※同一種類の相談を相談終了時まで複数回予約することはできません。※各相談の指定相談日は、変更する場合があります。

- 市役所
 - 相続・遺言など暮らしの手続相談(毎月第1金曜日)…1日(金)
 - 法律相談(毎月第2・第4火曜日)…12日(火)・26日(火)
 - 交通事故相談(毎月第2水曜日)…13日(水)
 - 登記相談(毎月第3金曜日)…15日(金)
 - 税務相談(毎月第2月曜日)…18日(月)
 - 人権の上相談(毎月第4金曜日)…22日(金)
- 五日市出張所
 - 法律相談(毎月第1木曜日)…7日(木)
 - 行政相談(毎月第4水曜日)…27日(水)
- 時間 午後1時30分~4時30分
- その他 相談先が不明な場合などは、市職員が担当窓口の案内や専門の相談員を紹介する等解決に向けたお手伝いをします。
- 予約・問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558-1216)

屋外での焼却行為

屋外での焼却行為は、都の条例などで原則禁止されています。次の行為は、例外となっています。

- 伝統的行事、風俗慣習上の行事に伴うもの
- 学校行事、社会教育活動上必要なもの(キャンプファイヤー)

ヤードなど)病害虫防除、肥料作り、土壌改良など農業や林業を営む上で行わざるを得ないものなど

※例外の焼却行為でも、周辺環境への影響を考え、近所の理解を得るなどの最大限の配慮をしてください。近隣住民などから苦情があったときは、焼却行為を中止していただく場合があります。

▽問合せ 生活環境課生活環境係(ごみ等の焼却行為)、農林課農政係(農地での焼却行為)